

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 仮処分支援号

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■この通信は、仮処分申請の主体である以下の債権者9名からなる「大飯・高浜仮処分福井支援の会」を支援するために「裁判の会」が発行するものです。

■「大飯・高浜仮処分福井支援の会」 代表：今大地晴美、副代表：水戸喜世子
事務局：〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒 29-1-1 松田正 (090-2037-9322)



9月3日 福井地裁 高浜第2回異議審+大飯第4回審尋

関電「耐震安全性」を主張！

9月3日、午後3時。福井地裁の大会議室は、60人以上もの人で埋めつくされた。

裁判官や債権者である申立人と弁護士プラス専門家の3人の先生、債権者側の関西電力の社員と弁護団である。今回から、大飯と高浜を合同で審尋することになったからだ。

今日のメインは、関西電力による説明会のようなものである。裁判所からだされた質問にパワーポイントを使って、関電の社員が答えていく形だ。前半90分は基準地震動についてであり、後半90分は安全余裕やイベントツリーなどの説明に費やされた。おやまあ・・・何この説明・・・

議会や市民向けの説明会と大して変わらないではないか！こんなんでも、裁判官さん、理解できた？ 疑問に感じなかった？まさか関電の主張をうのみにしてないでしょうね。って、いうぐらい、突っ込みどころ満載なのである。

途中、休憩をはさみ、なおかつ裁判官同士の審議が3回はいり、予定時間を1時間以上もオーバーしてしまった。なんだか、消化不良を起こしたような気分させられた今回の審尋。あまりに稚拙な関西電力の説明なのに、やたら強気な関西電力の動向も気になった。

次回は10月8日。債権者側の説明をすることになっている。弁護団は、1回では説明できないので最低3回の日程が必要と主張したが、裁判所は関電側との公平性を保つために、1回しか認めないという。そもそも、債権者は市民であり、債務者は金と権力で君臨する原子カムラという構図なのに、公平と中立という天秤の支点を真ん中に持ってこないでほしいわ・・・とつぶやきが漏れる。それでもわたしたちは、この裁判に勝つ！ その気持ちは誰にも負けていないから・・・(申立人：今大地晴美)



福井地裁前を行進する申立人・弁護団・支援者

次回審尋期日は 10月8日(木) 午後2時

『かたくい通信 仮処分支援号』は今号で終了させていただきます。終了の経緯については20頁をご覧ください。

◆高浜異議審・大飯審尋

期日メモ◆

*今回の期日報告は、藤川弁護士及び佐々木弁護士の期日メモに基づいて編者が整理したものです。正確さを欠く部分もある可能性があります、ご容赦をお願いします。

また、債務者関西電力のプレゼン部分は同社の資料に基づいて編者が整理しました。

● 裁判所からの注意と確認

裁判官：まず、予定通り仮処分事件の方から始めることにする。ただ、裁判官4名が前に出ている。仮処分では山口裁判官は傍聴で、途中から異議事件も並行していく。担当事件では担当裁判官として、それ以外では傍聴者として裁判官が関与していくという形にしたいと思う。異議なしでよろしいか。

一同：異議なし。

裁判官：各当事者についても同様でよろしいですね。出席者の関係ではすべて傍聴を認めます。また、債務者の担当者がプレゼンを行うことを認めます。それについては異議ないということでもよろしいですね。

一同：異議なし。

裁判官：本期日の進め方について、目的は裁判所の理解不足や誤解をできるかぎり解消していくのであって、当事者間で論破するようなものではありません。また、口頭でプレゼンされたものについては、そのままでは疎明資料になりません。疎明資料にしたい場合には、別途書面で証拠として提出して欲しい。また、揚げ足取り的な議論は望んでいません。

まず、債務者側からのプレゼンですが、時間は100分程度、二組のプレゼンターが50分ずつ行うと聞いておりますので、そのとおりでお願いします。

もし、プレゼン終了後に債権者の方で確認したいことがあれば、裁判所にその旨をお願いしたい。後で裁判所がその内容を吟味して、質問する必要があると認められたものについては、裁判所から債務者に対して質問します。あくまでも質問者は裁判所ということをお願いします。債権者自ら特に質問したいことについては、期日間、あるいは次回にお願いしたい。意見を述べたいという要望が債権者側にあれば、5分程度時間をとることは考えています。

債権者代理人：2回に渡って質問をする機会があるということでもよろしいか。

裁判官：そのとおり。

債権者代理人：裁判所が質問した後に債権者が質問するのか。

裁判官：いいえ。裁判所が質問する前です。それでは準備には入って下さい。

● 債務者の説明（プレゼン）前半

◆ 基準地震動策定における不確かさの考慮

当社は、「誤差」ないし「データのばらつき」をそのまま考慮したり、債権者が主張するような方法では考慮していない。

多数のデータをもとに、自信の「最も確からしい姿＝標準的・平均的な姿」を分析し、全国共通的に適用可能なように構築された、信頼性のある関係式や手法を用いる。

敷地周辺の詳細の調査結果を踏まえ、敷地周辺の「震源特性」「伝播特性」「サイト特性」の地域性を把握し、起こりうる「不確かさ」を考慮したうえで、十分に保守的な条件設定を行うことで、自然現象の「ばらつき」に対応する。

上記の考え方は科学的根拠に基づくものであり、当社が策定した基準地震動は、単なる平均像ではなく、十分に保守的なものとなっている。

震源からの距離が概ね同じでも、観測する地盤の固さによって、観測される地震動は異なる（一般に軟らかいほど増幅する）ため、このようなサイト特性を適切に考慮することが重要である。

（活断層評価に関しては）敷地周辺の広範囲にわたり詳細な調査を実施して、活断層を探したり、地中でどの程度の痕跡を把握することによって、震源断層の位置及び大きさ（長さ）を把握している。

存在が確認された活断層は、それ以上延長しない場所（断層の存在を明確に否定できる場所）を考慮することにより、考慮すべき長さを安全側に決定している。

◆応答スペクトルに基づく地震動評価—松田式が抱える誤差

債権者が主張するような「誤差」「ばらつき」は考慮していない。

当社は、活断層の長さや連動性に関して保守的な評価を行っており、自身の規模の想定として、十分に保守的な評価となっている。

最新の知見を踏まえると、松田式は「莫大な誤差」を抱えているわけではなく、かつ、元データのうち震源断層の長さのデータに良く整合している。

◆応答スペクトルに基づく地震動評価—耐専スペクトルの誤差

耐専式は、岩盤上の複数の観測点において20年以上観測を行い、多くの観測記録をもとに求められたものであり、岩盤に設置されている原子力発電所の地震動評価に適した、信頼性の高い手法である。

高浜・大飯では詳細な調査を行い、耐専式の適用にあたり問題がないこと（例えば、敷地の地盤に特異な構造が認められないことなど）を確認している。

（以上のことから）債権者が主張するような「誤差」「ばらつき」は考慮していない。

当社は、耐専式を用いた地震動評価にあたっては、詳細な調査結果に基づき、地震動が大きくなるような保守的な条件設定等を行っている。

◆断層モデルを用いた手法による地震動評価—統計的グリーン関数の誤差

「統計的グリーン関数法」は、国の地震調査研究推進本部によって、実際に起きた地震における観測記録との整合が確認されている信頼性の高い手法である。

詳細な調査によって得られた「震源特性」「伝播特性」「サイト特性」を計算によって地震動評価に織り込むことができる詳細な手法である。

新規基準でも、統計的グリーン関数法・経験的グリーン関数法いずれの手法も同等に認められている。

（以上のことから）統計的グリーン関数法は、信頼性の高い手法であり、債権者が主張するような「誤差」を考慮する必要はない。

◆断層破壊面積を導く際のモデルが極めて簡略化されていることによる誤差

当社は、詳細な調査結果を踏まえ、震源断層の長さ・幅について最大限の評価を行い、震源断層モデルに反映している。

これにより、実際の震源断層が（長方形ではない）複雑な形状をしているとしても、当社が設定している長方形の震源断層モデルの面積内にほぼ収まる。

（以上のことから）当社は、長さ・幅について最大限の震源断層モデルを設定しており、債権者が主張するような「誤差」を考慮する必要はない。

◆断層破壊面積から地震モーメントを導く際のスケールリング則の誤差

この関係式を用いた、一連の地震動評価手法は、実際に起きた地震における観測記録との整合が、国の地震調査研究推進本部により確認されている。

一連の地震動評価手法のパラメータを個別に取り上げて、元データの際だの値を適用すべきとするのは適当ではない。

（以上のことから）債権者が主張するような「誤差」「まらつき」は考慮していない。

当社は、断層モデルによる地震動評価にあたり、考えられる不確かさを最大限考慮しており、活断層の長さや、(施設への影響の大きい)短周期の地震動レベル等について、保守的な設定を行っている。

◆「震源を特定せず策定する地震動」—留萌支庁南部地震について

「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について、現実には得られた震源近傍における強震動観察記録を収集して、これをもとに評価するもの。

債権者が主張するようなシミュレーションにより検討されたに過ぎない(現実の観測記録ではない)「最大地震動」や、地震の規模(マグニチュード)を仮定して計算した仮想的な地震動をもとに策定するものではない。

新規制基準では、観測記録をもとに評価することとされていることから、債権者が主張する「留萌支庁南部地震には、観測地震動ではなく最大地震動を考慮しMwを6.5と想定すること」は必要ない。

◆基準地震動の策定方法の技術水準

日本では必ず敷地周辺の震源について一つ一つ詳細な調査が行われる。

日本では、断層モデルも採用する。

(以上のことから)日本の「基準地震動」の策定方法は、その精緻さ・信頼性の高さにおいて、米国や欧州各国に決して劣るものではない。

◆基準地震動に関する回答のまとめ

当社は、詳細な調査を実施した上で、様々な不確かさも適切に考慮し、十分に余裕を持った地震動評価を行っている。

『応答スペクトルに基づく地震動評価』、『断層モデルを用いた手法による地震動評価』、『震源を特定せず策定する地震動』というアプローチの異なる手法を用いることで、より信頼性の高い基準地震動を

策定している。

このように策定した基準地震動の年超過確率は十分小さい(10^{-4} 以下)。

日本の基準地震動の策定方法は米国や欧州各国と比べても決して劣るものではなく、加えて、継続的に新たな科学的・技術的知見を収集・検討することにより、基準地震動の信頼性向上に努めている。

以上のように、当社は、十分に保守的な基準地震動を設定しており、さらに、この基準地震動を用いて原子力施設の耐震安全性評価を行い、余裕を有していることを確認している。

●債権者からの質問

債権者代理人：裁判所からの質問について債務者から回答がない部分について、裁判所から質問していただきたい。具体的には、甲235号証の藤原広行さんの記事(2015年5月7日付毎日新聞夕刊)である。「実際の地震では、1~2割程度は基準地震動を超えるであろう。」。本日の債務者の説明では「おおよそ超えることはないであろう」と回答している。しかし藤原さんは「1~2割は超える」としており、ここに齟齬がある。これについて、債務者がどのように考えているのか、ご回答を頂きたい。

裁判官：この藤原さんの発言は一般論としてのものか。

債権者代理人：藤原さんの発言は、今年の5月のことである。当然、高浜原発を意識して発言されたものである。

債権者代理人：質問は以下の4点である。①松田式の裏付けの論文があるか、②資料16頁に「耐専式の適用にあたり問題がないこと」を確認しているとあるが、「敷地の地盤に特異な構造が認められない」とはどのような構造がないことを確認したのか、③留萌支庁の地震について(30頁)、「最大地震動」を用いないのは新規制基準の趣旨であるとしている

が、趣旨は趣旨としてこの考え方が合理的と考えているのか、またそれはどのような根拠によるのか、④応答スペクトルに大きな差異がでている(19頁)。断層モデル(28頁)と応答スペクトルで大きな差がでていますが、この差がどうして出ているのか。松田式と入倉式で地震の規模としてどれくらい違うのか、教えていただきたい。

休憩 15分(15時00分～15分)

再開 15時15分

● 裁判所からの質問

裁判所：27頁のところ、認識論的な不確かさと偶然的な不確かさについて、今回の準備書面(主張書面(7)兼異議審主張書面(2)、平成27年8月28日)33頁にも記述があるが、この部分が私たちとしてはややストーンと落ちてこないところがあって、ここを説明して欲しい。それと、債権者からの指摘があったところだが、藤原さんの発言について、その発言の根拠を認識されているか。

債務者：認識していない。

裁判所：そうすると建設的な議論にならないので、裁判所としては、これ以上質問しない。また、15頁の松田式の部分については、期日間に書面で回答していただく。それと16頁のところ、「耐専スペクトルの誤差」を考慮しない理由について、「特異な構造」とは具体的にはどんなことか、ここはお答えをお願いします。

債務者：中越沖地震の際、地下を地震波が増幅するよう構造がない。火山では、地震が減衰することがあるが、そのようなことはない。

裁判所：不整形な特性とは何か。

債務者：浅いところにあればサイト特性となるし、

深いとことになれば伝播特性となる。

裁判官：今回はそういった特性がないということによるのか。

債務者：そうである。

裁判所：新規制基準が合理的と考えるかとの指摘については、中心的な問題になるので、裁判所からは質問せずに、むしろ債権者から書面で指摘いただきたい。最後に19頁について幅がある点についてご回答をお願いしたい。

債務者：アプローチの違いでもともと一致するものではない。応答スペクトルでは震源を点として評価している。これに対して断層モデルでは面として評価している。遠い距離にあると点でも面でも違いはないが、近い距離にあると点と面で違いが出てくる。その両方を評価することが大切である。

裁判所：最初の質問の繰り返しだが、認識論的な不確かさと偶然的な不確かさについてももう少し分かり易く説明することが可能か。

債務者：プレゼン資料27頁であるが、基本的な考え方としては不確かさの幅について・・・。(以下、メモから債務者発言の再構成が不可能なので、主張書面(7)兼異議審主張書面(2)、平成27年8月28日の33頁を一部引用)・・・「各パラメータのうち、①短周期の地震動レベル、②断層傾斜、③すべり角、④破壊伝播速度については、いずれも事前の詳細な調査や経験式(地震に関する過去のデータによる経験則)等から、複数のパラメータが同時に、かつ、地震動を大きくする方へ極端にばらつくことは考えにくいところから、原則として、それぞれ独立して不確かさを考慮すれば足りる。一方⑤アスペリティ配置及び⑥破壊開始点については、地震発生後の分析等により把握できるものであり、地震発生前

の把握が困難（事前の詳細な調査等からは特定が困難）なもの（偶然的な不確かさ）であることから、これらについては不確かさを重畳させて考慮している。」。

裁判所：どうもありがとうございました。それではプレゼンター代わっていただきたい。

●債務者の説明（プレゼン）後半

◆安全余裕における材質のばらつき等について

耐震健全性を含め、機器の健全性は、設計での考慮や設計通りの施行、そして適切な運用での維持管理と、一連の活動で担保するものである。

設計の段階では、施工や運用を不備なく実施することを前提に、耐震安全性評価を行っており、溶接の良否、保守管理の良否という要素は、施工の段階以後で考慮している。

施工の段階では、高度な品質管理のもとで溶接を実施し、溶接施工の結果に不備があった場合には施工をやり直している。

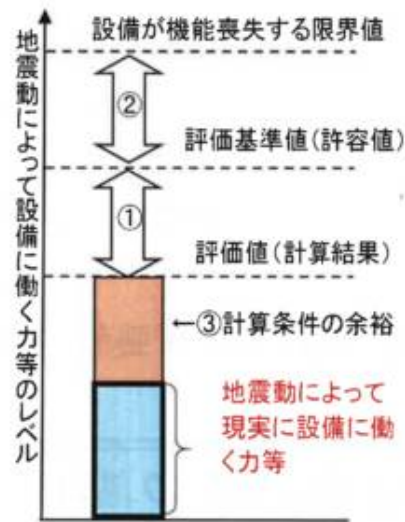
運用の段階では、機器に想定される劣化事象に基づく点検を行い、機器の健全性に影響がないよう、徹底した品質保証活動のもとで保守管理を実施している。

原子力発電所では、徹底した品質保証活動により、溶接や保守管理の不備による影響は排除するようにしており、設計で想定された状態が維持されている。よって、溶接や保守管理の良否は考慮すべき不確定要素ではなく、評価値（計算結果）と評価基準値（許容値）の余裕（①の余裕）（図2-3：関電プレゼン資料より抜粋。以下同様）に入り込むことはない。

◆評価基準値に対する評価値の余裕に関する基準について

評価基準値に対する評価値の余裕（①の余裕）に関して、どの程度の安全余裕が必要かという基準は存在した。新規制基準においても、評価値が評価基準値以下であればよい。

図-2-3



◆「安全上重要な設備」と「重要安全施設」について

「安全上重要な設備」とは、「重要安全施設」又は「耐震重要施設」に該当する設備の総称。重要度に応じて要求の

程度を変化させる方法（グレーディッドアプローチ）を採っているが、この方法は国際原子力機関（IAEA）の国際基準や米国の安全規制等、多くの国でも広く採用されている。

◆基準地震動の引き上げと耐震余裕の関係

評価基準値は変わらない一方で、評価値は大きくなるため、評価基準値に対する評価値の余裕（①の余裕）は、基準地震動引き上げ前に比べて、相対的に小さくなる。

◆耐震補強工事を実施した場合の①の余裕

耐震補強工事を実施した場合、当該機器等の評価基準値に対する評価値の余裕（①の余裕）は、耐震補強工事实施前に比べて、相対的に大きくなる。

◆クリフエッジと耐震補強工事の関係

クリフエッジの機器について、耐震補強工事を実施すれば、当該機器自体の耐震裕度は大きくなり、クリフエッジは上昇する。

ただ、2番目に耐震裕度の低い機器の耐震裕度の値次第では、その機器の裕度がクリフエッジになる場合がある。

なお、ストレステストは、基準地震動 S_s に対するプラントの総合的な余裕を、一定の前提の下で定

量的に評価するためのものであり、各発電所の耐震安全性が十分か否かを判断する主要な材料にはならないものである。

◆イベントツリーの位置付けについて

イベントツリーは、事故発生時の対応マニュアルではなく、事象進展の分析ツールである。

イベントツリーとは、構築物、系統及び機器の損傷などの“起因事象”を出発点に、事象収束に期待する対策の成否で事象がどのように進展して最終状態に到るかを分析するためのもの。

イベントツリー分析で用いた事象収束に期待する対策を実施するための具体的手順を別途マニュアルとして整備する。

◆起因事象抽出の十分性について

事故原因につながる事象は十分に引き上げられている。信頼性の高い「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」に依拠して、詳細な検討を行い、起因事象を検討しており、事故原因につながる事象は十分に引き上げられている。

取り上げるべき事象の基準が実施基準に記載されている。

◆使用済み燃料ピットについて

福島第一原子力発電所4号機では、使用済み燃料ピット（プール）が構内道路から約30m上方に設置されているのに対して、高浜3、4号機、大飯3、4号機では構内道路に近接し、道路と同じ高さに設置。

福島第一原子力発電所4号機では、隣接する3号機から共用換気ラインを通じて水素が流入し、プール建屋内で爆発が発生。高浜3、4号機、大飯3、4号機では共用の換気ラインがなく、水素爆発の恐れがない。

使用済み燃料ピットのアクセス性がよく、他号機からの水素の流れ込みも無いことから給水作業が容易であり、冠水状態が保てなくなる事態に到る危険性が小さいことは明らかである。

◆使用済み燃料ピットのテロ対策について

使用済み燃料ピットへの不審者の侵入や爆弾等の危険物持込みの防止。原子力規制委員会による確認検査により、実施状況が年1回確認される。

使用済み燃料ピットの損傷状況に応じた対応を整備（消防ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ、スプレィヘッド、大容量ポンプ、放水砲など）。

これらの対策は、IAEA勧告やNEIガイドラインに従ったものであり、国際的基準に照らしても遜色がない。

● 債権者からの質問

債権者代理人：まず第1点目、3頁について、評価値の計算の出し方について、塑性変形領域での地震動解析の際に3次元の解析を導入する必要があると思うが、そういった導入をした上での地震動解析の評価値なのか。第2点目、4頁で強度のばらつきについて不確定としているが、実験結果についてばらつきの下限が決まる、実験によって不確定要素がなくなるかのような言い方をしているが、それによろしいのか。7頁でも設計の段階で材質のばらつきは考慮しないという理由として、溶接の良否・保守管理の良否について不確定要素が消えてしまっている。それでよいのか。第3点目、4頁について、クリフエッジもこのように考えて作られているのか。クリフエッジの評価基準値というものも、4頁で書かれているような考え方によるものか。第4点目、19頁で確率的な安全評価について日本原子力学会の基準を使っているから良いと読めるが、米国の方が多数の事例対策を規定していることに比べると、日本原子力学会の評価は低いはずである。対照表なもので両者を比較した上で日本原子力学会の基準を評価しているのか。第5点目、モデルの不確定性について、6頁で「モデル化にあたって適切に評価している」とあるが、不適切に評価されることもあるとされるので、適切に評価とはどの辺にでてくるのか。

裁判所：いったん合議をさせていただく。

17時15分：裁判官全員が合議のために退出
17時25分 再開

● 裁判所からの質問

裁判所：まず、裁判所の方から、今回の質問事項で耐震補強について、耐震補強がどこに行われたのか。それは資料のどこにあるのか。それについては回答してほしい。併せて、耐震補強によってクリフエッジは上がったということか。

債務者：評価基準値の計算に伴い相殺によって上がったたり下がったりする。一概に言えない。

裁判所：それではそれを書面にして提出して頂きたい。次に債権者の方から指摘された点について、下限の点とクリフエッジの点を除いた部分は、その質問の持つ意義や重要性が合議では判断しかねる。そのため、債権者の方で、書面でそれらの意義や重要性について指摘して提出して欲しい。今日のところは裁判所から質問することは控える。

債権者代理人：了解。

裁判所：その上で、4頁のばらつきのかげんについてはどうか。

債務者：実験結果の99%はこれを上回る。残りの1パーセントがそうではない。ゼロではないが、統計的に処理して十分に信頼できる下限である。

裁判所：4頁のクリフエッジについても同様かという質問があったが。

債務者：そのとおりである。

裁判所：今の説明をした点、下限の点とクリフエッジの点について、書面で債務者から提出することは可能か。

債務者：可能である。

● 次回以降の進行について

裁判所：どうもありがとうございました。債務者側からのプレゼンは以上の通りで、次回は債権者側からプレゼンをしていただくが、やり方について何か検討されているところはるか。

債権者代理人：裁判所からご指摘いただいている点については、学者の方々からの意見を頂いてプレゼンをしたいが、1回の期日で全てプレゼンをすることは大変難しい。そこで、最低3回の期日を頂きたい。

裁判所：どこを指して3回なのか。

債権者代理人：1回は基準地震動、2回は耐震安全性、3回目はイベントツリー及び使用済核燃料ピットとテロについてである

裁判所：裁判所からの質問を前提にプレゼンをされることを念頭に考えていたが、そうではないのか。

債権者代理人：裁判所からの質問が念頭にあるし、今回のプレゼンに対して反論の機会も欲しい。

債務者代理人：今回は、あくまでも裁判所に理解の補足である。今の債権者代理人のご発言によると、今日の我々のプレゼンテーションに対する反論をしたいという趣旨と思われるが、反論されるのであれば次回期日で全て終えるように強く要望する。

裁判所：合議させていただく。

17時40分 合議のために裁判官全員が退出。

裁判所：裁判所の基本的な考えとしては、今回は債務者のプレゼン、次回は債権者のプレゼンで、双方に公平にその機会を与えるべきと考えている。債権

者としても、ポイントを絞って、極力次回でプレゼンを終えて欲しい。具体的な方法については考えているのか。

債権者代理人：学者のプレゼンを考えている。

債務者代理人：鑑定証人とするのであれば、趣旨に反する。専門家がプレゼンをすること自体については反対をしないが、双方の主張に基づいてプレゼンをしてほしい。鑑定証人の意見表明にならないようにしてほしい。

裁判所：今回の債務者のプレゼンについても、よく分かっている人が良いとして（関西電力の社員がプレゼンすることを）裁判所は認めたので、公平の点から、債権者が学者の方をプレゼンすることはかまわない。ただ、どういう人がプレゼンをするのか明らかにしてほしい。

債権者代理人：次回に全部をやるとすると、時間的に相当に制約がある。1回で全部やれと言うと、相当にきつい。できれば2回に分けて欲しい。それが適わないのであれば11月に1回という形で行って欲しい。

裁判所：今の点も含めて、先ほど合議をした。やはり次回期日でできる限りまとめてプレゼンを行って欲しい。

債権者代理人：プレゼンについてはそうであっても、主張がかみ合っていない部分がある。今回出した書面についても反論がされていない。アスペリティについて反論がない。地域性についても、地域性を考えればばらつきはないと言う点もそうである。かみ合っていない部分が何点もあるので、主張と反論をかみ合わせる必要がある。

裁判所：双方の主張がかみ合っていないことは裁判

所も認識している。しかし、裁判所としては、かみ合わせる必要があると考える部分については釈明をさせていただく。今回の時点で、次回終結するかどうかについてここで断言するつもりはない。そうはいつでも、公平という観点からは、次回の期日で債権者にプレゼンを行っていただきたい。どんな風にプレゼンをするのかという点について、できる限り速やかに教えていただきたい。

債権者代理人：こちらとしては次回期日でプレゼンを全て終了することは念頭に置いておいていなかった。次回期日前に進行についての打ち合わせをすることを提案したい。

債務者代理人：特に異議はない。

裁判所：裁判所としても、進行についての打ち合わせを行うことはやぶさかではない。いつころが良いのか。

債務者代理人：前はやり方が全く分からない中で打ち合わせをしたが、今回は事情が違うので・・・。

債権者代理人：本日のプレゼンに対して、裁判所の質問に答えるということは当然理解しているが、今日直ちには回答できないので書面で回答するなどとも債務者は言っていた。この回答に対して、反論する機会を与えて欲しい。与えないことはむしろ不公平である。

裁判所：先ほどの債権者の質問について、今回裁判所から質問するかどうかを留保した点が何点かあるが、その質問内容を債権者から書面でいただけるのはいつ頃になるのか。

債権者代理人：3点なので、2週間後くらいに提出する。

裁判所：2週間は少し長いかなと。

債権者代理人：では10日では。

裁判所：裁判所から確認したい点については週明けには出させていただきます。債権者にも1週間をお願いしたい。

債権者代理人：了解した。

裁判所：今の時点で打ち合わせの期日は入れておきたい。電話会議でも可能かと思われる。例えば、9月17日の2時30分～はどうか。

一同：異議なし。

裁判所：では打ち合わせとして9月17日の2時30分～で時間は2時間を予定しています。債務者は電話会議で。できたら、どういう風なやり方になるのか青写真的なものを1週間ほどで教えていただきたい。

債権者代理人：こちらの想定していたやりかたと違うので、努力させていただく。

債権者代理人：今回、専ら高浜に関する部分が殆どだったが、大飯については終わったという理解でよいのか。

債務者代理人：大飯については終わったという理解です。

裁判所：お疲れ様でした。



報告会&記者会見

(午後6時過ぎより福井弁護士会館にて)

司会：鹿島弁護士

■ 期日概要の説明

● 鹿島弁護士

では始めさせていただきます。まず、前の並んでいる皆さんの紹介からさせていただきます。私の側から、1列目は大阪府立大学名誉教授の長沢啓行先生、続いて井戸弁護士、只野弁護士、申立人代表の今大地さん、東京大学名誉教授の井野博満先生、NPO法人APAST理事長の後藤政志先生です。ご存知の方も多いと思いますが、井野先生と後藤先生は、ストレステストの意見聴取会（编者注：2011年11月～2012年8月、原子力安全・保安院「発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（いわゆるストレステスト）に係る意見聴取会」）の委員を務められていました。2列目で内山弁護士、青木弁護士が来る予定ですが遅れています。そして笠原弁護士、申立人の高橋さんです。では、まず申立人代表の今大地さんからご挨拶をお願いいたします。

● 申立人代表の今大地さん挨拶

大飯・高浜仮処分支援の会の今大地晴美です。今日は非常にたくさんの皆様にご支援をいただき、またお集まりいただき、大変お待たせいたしました。審尋の詳しい内容につきましては弁護団の先生方からお話があると思います。私の方からは本当にここまで私たちを引っ張ってくださった弁護団の先生方、そして私たちをずっと陰から支援してくださっている皆さんに心から感謝を申し上げます。

これからも、私たちのこの仮処分の裁判は日本の司法を変えるとまで言われたように、原発の裁判の中で初めて原発を止めることができました。私たちのこの一歩がこれから日本の原発をすべて止めるんだという頂点を目指して、小さな一歩ではありますが、この一歩をまた一歩、また一歩と歩いていける

ようにこれからもがんばっていきます。

支援してくれる皆さん、これからも是非よろしくお願ひいたします。今日は本当にたくさんの皆さんに集まっていただき心から感謝しております。

鹿島弁護士

では続きまして本日の期日の報告を只野弁護士からさせていただきます。

只野弁護士

今日はこの弁護団の団長である河合弘之がドイツへ行っておまして、同じく共同代表の海渡雄一弁護士も都合が悪いということで、私が説明させていただきます。

本日の期日は大変注目されている期日であると思います。4月14日に仮処分決定が出て、5月20日の段階（大飯第3回審尋期日、高浜異議審第1回審尋期日）では内容に関する議論はなく、実質的な内容に関する初めての期日だということです。

今日の期日の趣旨としては、事前に裁判所から質問事項がいくつか出されていました。もしかしたらマスコミの皆さんも情報は得ているかもしれませんが、基準地震動の策定についてが大半で、あとは耐震設計などの具体的なことについて質問がなされていました。またほとんどの質問が関西電力に向けられた質問だということで、今日は関西電力が約100分を使ってプレゼンテーションを行い、裁判所の事前の書面による質問に答えるという期日でした。

裁判所に対してプレゼンをしたのは、関西電力の職員の方でした。具体的には地震動についてはその専門の方ということです。その他のことについてはプラントの技術部長さんなどが出席されてそれぞれ質問に答えたということです。

時間の関係もありますので、もっぱら最も重要な基準地震動についての質問に対してどう関西電力が答えたかについてご紹介します。

まず、裁判所の質問内容についてですが、裁判所は私たちの主張及び4月の「決定」の論理について

非常によく理解されているということです。例えば質問の一例として、「債務者（関西電力）は断層の長さや連動、アスペリティの設定等、様々なパラメータを安全側に設定して基準地震動を策定しており、不確かさは考慮されている旨を主張する。」が、これに対して債権者側は「パラメータの設定の問題というよりも、地震動を算出する手法自体が平均像を求めるものであり、地震動算出手法において平均像を逸脱する地震の発生（現実に発生する地震の「ばらつき」）が十分に考慮されていない点を問題視しているようであり、双方の主張がかみ合っていないと思われる。」と主張しています。

これは問題の捉え方として適切かと思われませんが、その上で裁判所は、基準地震動を策定するにあたり「松田式」が抱える誤差や「耐専スペクトル」の誤差などの不確かさについては、考慮していないという理解でよいのか、と関西電力に問いました。それに対して、関西電力は「当社は、「誤差」ないし「データのばらつき」をそのまま考慮したり、債権者が主張するような方法では考慮していない。」と明言しました。これは「考慮していない」というだけでなく、前提があって「そのまま考慮したり」「債権者が主張するような方法では考慮していない」ということなので、留保付きというふうに言えるのかもしれませんが、基本的には我々の主張、そして裁判所の「考慮していない」のかという質問に対して「考慮



午後6時過ぎから始まった報告会

していない」と答えたわけです。もちろんそれだけではなくて、別途の理由で安全だということを行っているわけですが、さらに裁判所は質問をしているわけです。すなわち「債権者が主張するような不確かさを考慮する必要がない（又は債権者が主張するような手法で考慮する必要がない）とする科学的根拠は何か。」という質問です。それに対して関西電力は科学的根拠はあると答えているわけです。しかし我々からするとそのプレゼンの内容からすれば、それは科学的根拠はないと言わざるを得ないと思うわけです。

一例を挙げますと、一番分かりやすいのは活断層の認定のところだと思います。地表に現れている活断層の長さですね。これをどこまで考慮するのかという話があるわけです。彼らは断層の末端を掘って、そこで活断層がないことを確認したと言っているわけですが、はたしてこれで科学的根拠が示されたと言えるのでしょうか。それは地表部分のことであって、地下に断層がないことにはならないわけです。これについては次回、我々がしっかりプレゼンをしようと思っています。

そういったやり取りがありまして、直接債務者への質問は許されないので、債権者の側から裁判所に対して5点ほど質問してほしいという示唆をしたわけです。そしてそれを裁判所が関西電力に質問したわけです。

今日浮き彫りになったことは、先ほどの誤差を考慮していないことを明言したこと、耐専スペクトルの誤差を考慮しないという理由について、関西電力はこういうふうに言っています。高浜・大飯では詳細な調査を行い、耐専式の適用にあたり問題がないことを確認したと言っているわけです。ではどういう根拠でそう言えるのかというと、敷地の周辺をちゃんと調査したからだとするわけです。問題としては、例えば中越沖地震のような地震動の増幅がないこと、あるいは浜岡原発で5号機だけが揺れたわけですが（編注：2009年8月11日の「駿河湾沖を震源とする地震」の際に浜岡原子力発電所の5号機が

際立って大きく揺れたことを指すと思われる。）、そういった特殊な構造がないことを確認したと言っているわけです。しかし一番重要な震源特性・・・つまり地下深くの断層の性質について、断層の抱えている性質についての調査というのはやりようがないわけです。地震が起こってみなければ分からない。この点について結局、関西電力は回答できなかった。

裁判所の質問に戻りますと、そういう誤差を考慮しなくていいという科学的根拠はあるのかという点については回答しなかった。

時間の関係でその他の点は省略しますが、今回のこちらのプレゼンについては、我々の側への質問への回答も含めて、今日の関西電力のプレゼンについては「ここが間違いだ」「回答していない」「科学的根拠が示されていない」という形でのプレゼンを今日の関電と同じ時間でやることになると思います。

そして日本全体の状況をお話すると、全国各地で原発裁判を我々闘っているわけですが、何と言ってもこの高浜の仮処分の決定を守りきることで、これが全国の裁判の中でも一番重要であると位置づけていまして、全国から次々に新しい弁護士が「俺にもやらせろ」と言ってきています。何よりも心強いのは、この裁判の重要性を理解していただいて、今日、長澤先生、後藤先生、井野先生に来ていただいて、専門家としての立場から裁判所にしっかり理解してもらうために発言の機会も近いうちにあるかと思えます。

いずれにせよ、弁護団・原告団一丸となってこの決定を守りきるためにがんばりたいと思います。とりあえず、私からは以上です。

鹿島弁護士

井戸先生、補足することがあればお願いいたします。

井戸弁護士

井戸でございます。関西電力のプレゼンの内容については只野さんから説明いただいたとおりですが、

その他の点について少しだけ補足します。

今日、関電のプレゼンが終わりまして、今度は我々の反論のプレゼンということになるのですが、非常に重要なプレゼンであり、専門家の学者の皆さんにも協力していただけるということで、十分な時間をとってやりたいということで、次回以降3回の期日でやらして欲しいという申し入れをしました。しかしそれは裁判所には受け入れられませんでした。次回期日のみでやってくれということでした。それは当事者間の公平性ということですね。関電が1期日でやったので、それに対する反論も1期日でやって欲しいということでした。裁判所の立場からするとこちらに2期日、3期日与えると関電から不公平だというような不満が当然出ますから、やむを得ない面もあるのかなと思います。そういうことで、1期日ということになりました。本当は先生方にも十分な時間をとってやっていただきたいのですが、限られた時間でやっていただくということになりました。

それから今後の予定のことです。次回期日の10月8日にこちらのプレゼンをやるということまでは決まっていますが、その後どうなるのかということについては、裁判所は今日は何も言いませんでした。次回で終結するのか、さらに次々回期日を持つのかについても今日は全く言いませんとわざわざ裁判所の方から言いました。おそらくそれが、債権者側にとっても関電側にとっても最大の関心事であると思ったからそう言ったのだと思います。ただこの異議審の審理はプレゼンだけではないので、プレゼン自体は次回で終わるかもしれないけれども、それ以外にもいろんな主張をしているのです。こちら側の主張に対して関電側が答えてないこともあるので、そういうことは回答させて、主張をかみ合わせた上で、判断をしてもらう必要がありますから、おそらく次回で終わること

はないと思います。少なくとも11月に予定されている後1回はやるでしょう。でも今日の段階では裁判所はそのことを明言しませんでした。

今日の印象としては、非常に大事な問題、適確な問題を事前に質問事項として出しており、裁判所の理解は進んでいるという印象ですが、もう少し関電に突っ込んだ質問をしてもらってもよかったかな、という気がします。時間の関係もあり、質問がさらっと終わってしまった気がします。今日の関電のプレゼンを裁判所がどう受け止めたのかは分かりませんが、次回、こちらが今日の関電のプレゼンの主張をつぶすという作業が重要になってくると思います。

鹿島弁護士

続きまして、本日、専門家の方々3人来ていただいて、実際に審尋を傍聴していただいたのですが、その感想をお一人ずつ伺いたいと思います。まず長澤先生からお願いできますでしょうか。

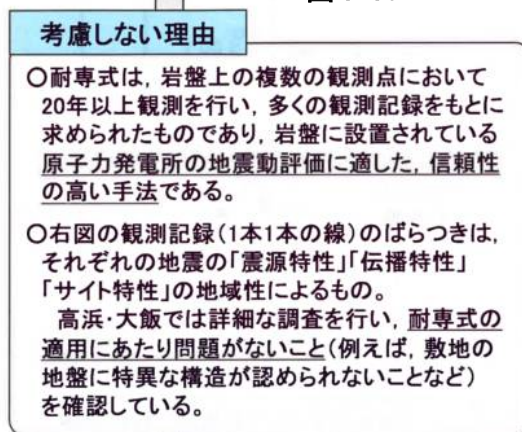
長澤先生

大阪府立大学名誉教授の長澤です。今日の関電のプレゼンを聞いておりまして、関電自身が言った内容を後で否定するようなスライドが出てきたにもかかわらず、それについてちゃんとした釈明ができていなかったことが印象に残っています。

詳しく述べる時間はありませんが、ひとつだけ例を示しておきますと、FO-A~FO-B断層と熊川

断層の連動性を評価した耐専式というものと断層モデルによる地震動評価をした結果についてです。耐専式についてはこういうスライドがあるのですが、ここに「原子力発電所の地震動評価に適した、信頼性の高い手法である」(図1-16:関電プレゼン資料

図1-16



より抜粋)と書いてあり、その手法で求めた耐専スペクトルというのがこちらのグラフ(図1-19)です。このグラフが耐専スペクトルと言われているものですが、同じ断層を断層モデルで分析したものがあのです。それがこちらのグラフ(図1-28)です。このグラフと先ほどのグラフは別々になっておりますので、比較することはできませんが、先ほどのグラフと合わせて描きますと倍くらい違うのです。耐専スペクトルが1だとしますと断層モデルのこのグラフはその半分以下です。ですから2倍の差があるん

図1-19 <応答スペクトルに基づく地震動評価> 19

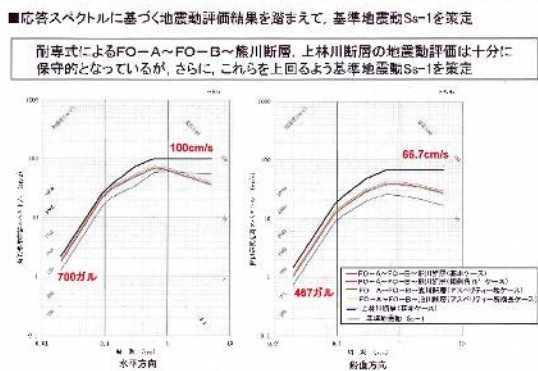
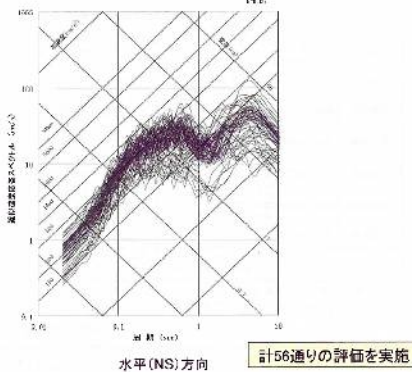


図1-18 <断層モデルを用いた手法による地震動評価結果> 28



ですね。耐専式は非常に信頼度の高い方法だということで、先ほどの耐専式のグラフを示したんですが、その次に示したこの断層モデルのグラフではその2分の1以下……。この差はどこから来るのか。こんなに差があるのに断層モデルによる解析というのは信頼度があるんですか、ということをお債権者の方から聞いていただいたところ、単純に言いますと手

法の違いということなのだそうです。耐専式は点震源で、断層モデルは断層面積を考えているというふうにおっしゃったのですが、耐専式も断層面積、いわゆる地震動の広がりを考慮して等価震源距離という考え方でやっているの、考慮しているのです。それをすっとばして、関電は点震源と言いつつ説明したのですが、それだったら耐専式の説明のときに、信頼性はそれほど高くありませんよ、という説明をしないとイケない。ところが耐専式は特に原子力発電所に対しては信頼性の高い方法だと説明した後で、断層モデルによる評価との関係で質問が出ると耐専式は断層モデルよりも信頼性が乏しいということをおっしゃる。これは自分たちがやっているプレゼンに自信がないのか、やっている手法について説明がつかないの困ってしまっているということではないかなと思われま。その耐専式も2倍の誤差があります。ですから今の耐専スペクトルを2倍に引上げないといけないというのが私自身の考えですが、そのばらつきについても誤差は考慮する必要がないというふうに関電側は断言された。これは科学というものを否定するような主張であると思っています。私からのコメントは以上です。

鹿島弁護士

有難うございます。では続いて井野先生お願いいたします。

井野先生

井野です。関西電力が何をプレゼンしたかということ、さっき只野さんの報告では詳しい説明がなかった安全余裕について私を感じたことをいくつか述べます。

このプレゼン資料(図2-3、6頁参照)です。関電は安全余裕が十分あるんだと言っています。例えば設備にこれだけの力が働くという評価値(計算結果)があり、それに対してここまでなら許容できるという評価基準値があり、その間に余裕があつてこれが図中の最初の①の余裕ですね。それから評価基準値

から壊れるまでの余裕が2つ目の②の余裕です。関電はこのように主張しているのですが、それに対する裁判所の質問は、評価値と評価基準値との間の①の余裕について、材質のばらつきなどの不確定要素は入ってないんですか、というものです。これは適切な質問だったと思うのですが、関西電力の回答は、そこに材質のばらつきなどの不確定要素はないと言ったのです。溶接だとか保守管理の良否というのは、不確定要素ではなくて①に入り込むことはないと言ったのです。施工の不具合とは管理が不良ということはないんだと関電側は断言したと言ってもよいと思います。そのようなことは起こらないんだと。だとすれば、美浜原発のような二次冷却系の事故(编者注：2004年8月9日、通常運転中の3号機二次冷却系の復水系配管の破裂事故。人的被害は死亡5名・重軽傷6名。)、これで人身事故がありました、ああいう事故は起こらないはず。それと事故にいたらずとも、配管の削れが起こって後でくっ付たとかいうようなことは現実には起こっているわけです。にもかかわらず、関電は「徹底した品質保証活動」をやっているのだからそういった不備はないんだと言っている。そしてこのことは余裕には入っていないんだという。だから大丈夫なんですと断言したことは驚きでした。それが一点です。

それからもう一点。ストレステストというのがあって、これでどれだけ余裕があるかのクリフエッジの計算をしているわけですが、その計算のやり方の中でここにある①とか②とかいうところの評価基準値というのは変わってないんですかと聞いているわけです。そうしたら変わっていないと答えたのです。ただどもストレステストにおけるクリフエッジの計算は、弾性変形を超えて塑性変形にまで至った場合において評価をした上で大丈夫だという言い方をしているんですね。普通は、弾性変形・・・つまり配管や機器が変形してしまうところまでの評価はやらないのですが、ストレステストのときはそこまでやっているはずなのです。ところがそういうことではないんだと言っている。

関西電力の説明は、一見きれいな説明になっているような印象でした。でも突っ込んでいくといろいろ問題が出てくる。裁判所がどこまで認識しているかが気になる。そして詳しい話になると、これは原子力学会の基準でやっているとか、規制委員会が認めたものだからということで最後のところは権威を持ち出してくる。そういう論理構造であることがよく分かりました。今回はこちらも厳しいものがある気もしますが、彼らのでたらめをどう崩せるか、これから十分考えて、協力できるところはしたいと思っています。

鹿島弁護士

続いて後藤先生をお願いします。

後藤先生

後藤政志です。井野さんがおっしゃった安全余裕についてですが、これは何を言っているかということ、材料を実際に壊してみても、大体99%の信頼性で評価をして、その強度までは耐えられるんだということが分かったら、今度は強度計算をして、その材料の強度よりも低いレベルに抑えて設計しているから大丈夫・・・余裕があると言っているわけです。いろんなところで余裕があると言っているのですが、設計者としての私の立場から申し上げますと、一点質問しているのですが、例えばある構造物があって断面をなるべく小さめに評価しています・・・ですから安全ですという表現が入っているのです。これは構造設計から見ると間違っているんです。ひとつの部材があって、その断面をみるときはそれでいいのですが、構造物というのは部材がたくさんありますよね。例えば力をかけて建物が変形した場合に、柱とか梁がいっぱいあります。ある梁を小さくすると、そこに入ってくる力が減って、他のところに入る力が増えるんです。力のバランスが変わってくるわけです。ちょっと分かりにくいかもしれないけれど、要は力のバランスが変わるので、耐震設計上の評価結果が変わってきます。そういうことはどっちが安

全側かということとは言えないのです。つまり安全側になるということ、ある一定の条件下において言えることであって、工学的にこれが安全であると言えないことは工学設計の中でいっぱいある。そういうことが無視されているというのが一点です。

それから関電は余裕があると主張していますが、評価基準はこの通りで基準どおりです、材料も大丈夫です、モデルもこうですとか、溶接や材料の欠陥もないとか言っているわけです。でも欠陥がなくて、モデルも間違っただけなら物は壊れないはずですよ。先ほど井野さんがおっしゃったように、いろんな事例があるわけですよ。設計者が一番怖いのは、これで大丈夫だと思ったことで失敗して壊れている例がいっぱいあるとは言わないけれど、現実にあるわけです。普通の構造物だったら、まずいな、ということに代えればいいわけです。でも原発の場合は、そうはいかないわけです。だから99%の信頼性でよいのかということ、そうは言えないのではないかと。これは議論の対象となるべきだと思います。100個の部品があって99個は大丈夫だけど、その1個が壊れて、それがメルトダウンにつながるんだとしたらだめでしょう。このことは議論の対象になると私は考えています。ですから安全の考え方について電力会社は、本当の現実を踏まえていないのではないかというふうにみえました。そういうふうな説明・資料として受け取めました。

■ 記者会見

鹿島弁護士

続いて報道機関の皆さんからのご質問をお受けしたいと思います。

Q：関西電力の審尋の進め方（審尋への対応）について所感・感想を聞かせてください。

A 只野弁護士：審尋の進め方という点ではなくて、やはり、原発の安全性に関する全体的な取り組み、規制委員会の規制基準とその審査、これ自体が非常

に甘いものになっているということの当然の帰結ではないかと思います。

前回のこの場でもお話ししましたが、毎日新聞に藤原広行さんのインタビューが掲載されています。新規制基準を実際に作る立場の方で、この方が今の新規制基準では、耐震設計の見直したわけです。けれども、「具体的な算出ルールの見直し（版）は時間切れで作れなかった」と答えています。だから従前のままなんです。

そして、今の基準地震動（特に高浜が念頭にあったとおもいます）は、平均的な揺れのほしい1.6倍程度しか想定していない。これは（現実の地震動の）8割、9割はカバーできるかもしれないが、残り1割、2割はこれを超えてしまうだろう。新規制基準を作った本人の方が、そういうふうにお話しています。

そういうレベルの規制基準でしかない。それ（基準を超える地震動）を考慮しなくていいのかという点、科学的根拠を示せと裁判所から言われているけれど、科学的根拠を示しようがないわけです。だから、文字面のきれいさとスムーズさで、予備知識の無い人が聞けば「大丈夫なのかもしれない」と、それで大方の人は思ってしまうかもしれない。

それは、そうではないよということ、これだけ強力な専門家が揃っていますので、明らかにしていきたいと思います。

Q：高浜の仮処分決定が出されている中で、関西電力は使用前検査を始めて「燃料装荷までは法的にできる。起動しなければその手前までの検査はできる」という見解のようですが、その点に関して住民側としてどのような受けとめ方ですか。

A 井戸弁護士：理屈の上では、起動スイッチを押さないかぎり、仮処分決定に違反していないというふうになるんでしょう。いまの高浜原発の問題点をあれだけ厳しく福井地裁に指摘されて、それに対して異議申し立てをしているとは言え、やはり、それはそれで、関西電力としては謙虚に受けとめるべきだと思うし、もう許されるぎりぎり＝クリフエッジ、

崖っぷちまで行って「起動ボタンさえ押さなきゃいいんだろ」という開き直りというか、裁判所の警告にまったく耳を貸さない姿勢というのは、これはいかなものかと思います。

Q：裁判所の方から、この前の質問状にかかれていないもので（自発的に）出された質問は、どんな質問があって、どんなふうに関西電力が答えたのでしょうか。

A 内山弁護士：（それは）若干ありました。「不確かさ」というのに、認識論的不確かさと偶発的不確かさがあります。認識論的というのは、データが少ないことによって起こる分からなさです。偶発的というのは、たとえば「どこから地震が発生するかわろいろなものがあるが、たまたまどこで破壊が始まるか。」これが偶発的な不確かさです。

偶発的なものは、いくつかの不確かさを重ねて判断していいのか、そういう話になるのですけれども、認識論的な不確かさ、要するにデータが少ないことによる分からなさを重ねて考えないというのが関西電力の考え方だったわけです。

それがよく分からないと、なんでそういうふうに分けるのかということを経験所は言っていました。これは裁判所独自の質問です。これに対しては、口頭では回答がなかったのですよね。

A 笠原弁護士：一応、回答らしきものはあったんですけど、どういう「回答」と言いますと、「合理的に検討しております」という回答です。「重ねても差し支えないものは重ねて、重ねては困るものは重ねなかった」というもので、科学的根拠があるものとはとうてい言えません。

A 内山弁護士：ま、そういう裁判所独自の質問もあったということですね。

Q：そうすると、皆さん（債権者代理人）からの提案に基づいて（裁判所は）関電に質問したということですか。

A 井野氏：裁判所が独自に質問したというもう一つは、耐震補強をやるとクリフエッジが下がるとか上がるとかいうことを、関電が一般的に説明したんで

す。けれども、裁判所のその質問の趣旨は、実際にはどの装置をどういうふうに補強して、どうなったのかということ、その一覧表を出してくれというリクエストをしました。これは、（関電側が）次回出すと言っていました。

Q：今日（の審尋）が予定の2時間より1時間長くなった理由と、先ほどの「補強の一覧表」以外に（関電側にとっての宿題）、裁判所から出してくれというものはないのでしょうか。

A 只野弁護士：前段の長くなった理由は、そういうやり取りをしていたことに尽きると思います。もともと100分のプレゼンに対して、裁判所の質問が15分、我々から裁判所を介して5分、次回はどうか5分で、合計で125分ということですが、もともとこれに無理がありまして、休憩もありましたし裁判所の合議も何回かありましたので、約1時間増えました。

裁判所から関電に対する宿題としては、内山弁護士の言われた「重層的に考慮しないでいいという部分について、もうすこし噛み砕いて説明して欲しい」という点が1点。いろいろな見解を関電は述べているんですけど、不確かさを考慮しないでいい見解をたとえば、その根拠となる論文があるのか。あるのならば出して欲しい。これが1点。これは裁判所から具体的に「この点について何か根拠があるのか」という質問が出ることになっています。

これは、我々のほうから裁判所を通じての質問なんですけど、ちょっと細かい点になりますけれども、時間内に扱われなかった問題について文書をだして、裁判所が関電への質問とし、関電が答えると、こういういくつかの点があります。

あと、井野先生がおっしゃった具体的な耐震補強を一覧表にして出して欲しいと、いう点ですね。ほかにもあったかもしれませんが、決して簡単な宿題ばかりではないと思います。次回、直前では困るところには言いましたので、なるべく早く出してくると関電は言っています。

Q：次回以降の期日について、2, 3回に分けて説明の機会が欲しいといったところ、1回だけの次回は10月8日に決まったがそれ以降は11月とか、見通しとかあれば、おしえてください。

A 只野弁護士：そこは、お答えできるものは、何も示されていません。

Q：次回については、プレゼンがあるというだけですか。

A 只野弁護士：今、決まっているのはそれだけです。

Q：次回の期日は、弁護団としてはどういった形のプレゼンになるのですか。反論ということになるのでしょうか。

A 只野弁護士：その点も、今から（弁護団の練り上げを）やります。いくつかのパターンを想定してきていたわけですが、もう1回期日が入っていたので、我々としては2回にわけてやろうと思っていたわけですね。

地震動の問題一つをとっても、本当は何10分で理解できるものではないし、耐震設計についても安全余裕についてもそんなんです。なので、我々としては時間をしっかりとってと思っていたんですが、裁判所がさうとう的確に理解されていることが分かりましたし、今日の関電のもの（プレゼン）に対してカウンターとなるものをギュッと凝縮するかたちでやるしかないと思っています。

具体的に何をやるかというのは、これから弁護団会議で詰めたと思います。



質問に答える井戸弁護士

Q：一応、かたちとしては反論でいいんですか。

A 只野弁護士：我々に対する質問もあるんです。それに対しても答えなければならない。また、関電が言っていることに対して、重要度を分類して、重要なものに対して時間を使っていくことになります。

Q：先ほど「おそらく、次回で終わることはない」と言われた理由を教えてください。

A 井戸弁護士：プレゼンはプレゼンですけれども、それ以外に主張のやりとりをしているわけです。こちら主張を出しているし、向こう（関電側）も出している。それが、まだ十分に煮詰まっていないということです。こちらの主張に対して向こうが答えていないことも多々あるので、それらを回答すべきことは回答して、それが煮詰まらなないと、審理を終結するというにはならない。

プレゼンの内容というものはまったく証拠にはならないのです。このプレゼンの内容を証拠にしたいのであれば、別途に書面を出して下さいというのが裁判所の方針ですので、それはそれで出さなければいけないので、そういった意味でも、次回のプレゼンでもって審理全体が終結するというのは、まずありえないと私は思っています。

Q：その「証拠にしたいのであれば書面を出して」というのはいつの時点で裁判所からあったお話でしょうか。

A 井戸弁護士：それは前定期日も言っていましたし、今日も言っていました。裁判所は理解するためだけに説明をしてもらっているだけで、これ（プレゼンの内容）が証拠になるわけではない。

裁判所は今日の説明について何も記録をとらないし、「それを証拠にしたいのであれば、別途書面を出して下さい」と。それは今日も説明がありました。

Q：そうすると、実質的な審尋というのは、次回の3回目になっても、あまり進んでいないことになるのでしょうか。

A 井戸弁護士：それとは別に、準備書面のやり取りを双方がしていますから、それなりに進んでいるんです。

Q : 裁判所がこれまでに出していた求釈明については、いろいろな種類が数多くあったと思いますが、今後の軸になるのは、今のお話に出ていたような基準地震動の不確かさの考慮という部分と、耐震安全性の部分、これは2つともかなり大きな柱だという認識でいいでしょうか。

A 只野弁護士 : そのとおりです。はい。

Q : 今日の関電側の主張で特徴的なものが出ていたら、あと一つだけ教えてください。

A 井戸弁護士 : 地震動の関係ですが、不確かさの問題と、もうひとつは「震源を特定せず策定する基準地震動」の問題があるんです。これは、モーメントマグニチュード6.5以下の地震の場合には、震源断層をいくら探しても発見できない伏在断層として在る可能性があるから、それを考慮しようということを規制委員会が言っているんです。

ところが、(マグニチュード)5.7の地震(留萌町南部地震)による地震動を、関電はそのまま持ってきている。「5.7と6.5では16倍の違いがあるから、16倍せよ」と言っているんですが、「その必要はない」と関電は言っている。それも今回の質問事項だったんですが、それに対する関電の回答は、「新規制基準がそういうふうにしろと言っているから」と言うだけなんです。どうしてそれで合理的なのかは何も言っていない。原告弁護団から「どうしてそれで合理的なのですか」と質問してくれと言ったのですが、裁判所は「それはこの裁判の根幹に関わる重要なことだから債権者側で質問してください。」と、債務者の方に尋ねなかったのです。

「規制基準がそう言っているから」としか言えない、合理性の主張は何もできないということが、今回分かりました。これは大きな一つの争点だと思います。

Q : 先ほどから、「関電側がスムーズに入るような綺麗な言葉で説明した」といくつかあったのですが、関電側の説明の仕方にこれまでと違うところを感じられたところがあるのでしょうか。

A 鹿島弁護士 : 関電側がプレゼンをやったのはそもそも初めてなので、これまでと比較する部分はありません。

A 今大地申立人 : 関電が(立地自治体の)議会関係にパワーポイントとかを使ってする説明と、たぶん大差が無いなと感じました。住民向けのPRセンターで(いつも)流しているようなもの(スライド・動画)とほぼ変わらない。「なんて幼稚なプレゼンなんだろう」というのが、私の第一印象でした。

鹿島弁護士

では報道機関の皆さんからのご質問はここまでとして、その他に皆さんから特に何かございますでしょうか。

松田申立人

今日の裁判を傍聴しまして、弁護士さんたちがおっしゃったように関西電力は、原子力発電所の基準とかそういうものは、規制基準に合致しているということを経済的にはおっしゃっています。だから法的には動かせると言っています。だけれども、その規制庁自身が原子力発電所は壊れますとはっきり言っています。裁判官もそのことは認識したんではないかなと思います。だから負けることはないんじゃないかと思っています。次の10月8日の仮処分の裁判に多くの人たちが参加していただけるように全国に呼びかけたいと思っています。以上です。

鹿島弁護士

その他で何かありますでしょうか。

参加者 K さん

今日は参加させていただいてとても良かったと思います。特に、弁護士さんや申立人の方々が裁判所へ行っている間の待ち時間に、事務局の方々の男性が2人、女性が2人、いろんな問題点をきちんと説明してくださった。それによって弁護士さんと一緒になって私たち市民もがんばらなければいけないと

いう気持ちにさせてくれたことに対して事務局の皆さんに感謝申し上げたいと思います。

松本申立人

本当にご協力有難うございます。そして、お待たせの間、有意義な時間を過ごしていただいたということで安心しました。私自身も申立人として、もっと勉強しなければいけないことがあると思っています。今日、関電からのプレゼンで印象に残ったことは、危険な可能性が極めて低いことが明らかだと言っているんですね。「明らかだ」と締めくくられると、自信を持って言ってもらえるので安心していいと思ってしまう・・・その結果、ここまで来てしまったわけですから、「駄目です！100%、200%安全だと言い切れないものは動かしてはいけません！」という気持ちを持ち続けて、これからの審尋にも参加し続けていきたいと思っています。その勇気とパワーを与えていただいている支援者の皆さん、有難うございます。これで報告会と記者会見を終わらせていただきます。

審尋の勉強会

午後3時に申立人・債権者代理人・専門家が裁判所に入った後、残った支援者は3時半より1時間半ほど福井弁護士会館で勉強会を行う。

「福井から原発を止める裁判の会」の事務局スタッフが講師役となって、当日の審尋の概要、仮処分



勉強会の様子です

手続き、基準地震動、安全余裕、イベントツリー、使用済核燃料プールの危険性などについて解説を行った。

★「仮処分支援特別号」終了の経緯★

今号で「福井から原発を止める裁判の会」が、大飯・高浜仮処分支援のために発行してきた『かたくり通信 仮処分支援号』を終了させていただきます。

理由は以下の2点です。①仮処分申請の主体である債権者9名からなる「大飯・高浜仮処分福井支援の会」から『大飯高浜原発仮処分福井ニュース』が出されていること、②「原子力発電に反対する福井県民会議」が全面的な仮処分支援を組織決定されたこと、以上より当会が発行する『かたくり通信 仮処分支援号』はその役割を終えたと判断しました。

また、当会が、大飯本訴に関する会報と仮処分に関する会報の双方を発行していたことで、一部支援者の間で、当会と「大飯・高浜仮処分福井支援の会」へのカンパ等の振込みに関連して混乱が生じておりました。「大飯・高浜仮処分福井支援の会」へのカンパ・会費は、当会とは別に「大飯・高浜仮処分福井支援の会」で管理・運営されています。混乱が生じたことをお詫び申し上げます。

今後の予定：大飯・高浜次回審尋

10月8日（木）午後2時より

13時45分から裁判所前での入廷行進を開始します。その後、福井市フェニックス・プラザ（福井市田原1丁目13番6号、0776-20-5030）へ移動し、裁判所で審尋が行われている間に、仮処分についての勉強会を行う予定となっています。裁判所からフェニックス・プラザまでは概ね600メートルほどで、徒歩で15分程度です。